

滋賀県人事行政の運営等の状況公告

滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年滋賀県条例第1号）第2条および第3条の規定に基づき任命権者および人事委員会から報告を受けたので、同条例第4条の規定により、人事行政の運営の状況の概要および人事委員会の業務の状況を公表する。

令和7年9月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1 人事行政の運営の状況の概要

1 採用、退職および昇任ならびに職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況等（職員数は、各年4月1日現在のものです。）（単位：人）

		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年度	令和7年度		
一 般 行 政 部 門		3,493 (7)	3,557 (12)	64	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催準備、子ども家庭相談センター体制強化等
教 育 部 門		11,610 (2)	11,706	96	法令基準の充足による教員の増等
警 察 部 門		2,663	2,683	20	警察事象の多様化による増
公営 企業 部門	病 院	1,216 (54)	1,202 (53)	△ 14	退職不補充に伴う減等
	水 道 そ の 他	158	158	—	
合 計		19,140 (63)	19,306 (65)	166	

（注1） 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員および非常勤職員（フルタイムの会計年度任用職員を除く。）を除きます。

（注2） （ ）は、フルタイムの会計年度任用職員の数の内数で示します。

（注3） 一般行政部門には、知事の事務部局（公営企業部門を除く。）、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(2) 職員の採用・退職・再任用者数（単位：人）

区 分		任命権者の別 知事部局、議会事務局および行政委員会事務局	教育委員会		警察本部		企業庁	病院事業庁	合 計
			教育職	その他	警察官	その他			
採 用	令和6年4月1日	229 (12)	652	29 (2)	88	11	1	128 (54)	1,138 (68)
	令和6年4月2日								
	）	58 (22)	0	2 (2)	18	12	0	24 (8)	114 (32)
	令和7年3月31日								
合 計		287 (34)	652	31 (4)	106	23	1	152 (62)	1,252 (100)
退 職	令和6年4月1日	34 (5)	27	3 (1)	21	7	0	44 (5)	136 (11)
	）								
	令和7年3月30日								
	令和7年3月31日	181 (9)	563	29 (3)	53	9	0	118 (57)	953 (69)
	定 年	80	172	19	43	2	0	12	328
	早期退職	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他		101 (9)	391	10 (3)	10	7	0	106 (57)	689 (75)

	合 計	215 (14)	590	32 (4)	74	16	0	162 (62)	1,089 (80)
	再 任 用	143	313	51	18	2	8	20	555

(注1) 再任用については、更新の者を含みます。
(注2) () は、フルタイムの会計年度任用職員の数を内数で示します。
(3) 異動および昇任の状況

ア 知事部局、議会議務局および行政委員会事務局（令和7年4月定期人事異動）（単位：人）

	部長級	次長級	課長級・ 参事級	課長補佐級・ 主幹級	係長級・ 主査級	一般職員級	合 計
異 動 者 数	16	35	242	370	506	625	1,794
うち昇任者数	11	19	69	62	128	—	289

(注) 病院の医師および看護師は含みません。

イ 教育部門（令和7年4月定期人事異動）（単位：人）

	校長級	教頭級	主幹教諭級	教諭級	実習助手等	合 計
異 動 者 数	182	242	29	1,536	11	2,000
うち昇任者数	80	99	27	—	—	206

ウ 警察部門（令和7年3月定期人事異動）（単位：人）

	警視およびこれに 相 当 す る 職		警部および これに相当 する職	警部補およ びこれに相 当する職	巡査部長お よびこれに 相当する職	巡査および これに相当 する職	合 計
	部 長 ・ 参事官級	課 長 ・ 管理官級					
異 動 者 数	15	77	148	214	229	177	860
うち昇任者数	7	18	31	50	49	—	155

2 人事評価の状況 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2では、職員の執務については定期的に人事評価を行うこととされており、令和6年度における各任命権者における取組は次のとおりです。

- (1) 知事部局 組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化を図ることを目的として、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う「能力発揮度評価」および職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う「業績評価」による人事評価を実施しており、評価の結果は人材育成や給与等の人事管理の基礎として活用します。
- (2) 教育委員会 組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化を図ることを目的として、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う「能力発揮度評価」および職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う「業績評価」による人事評価を実施しており、加えて県立学校の教員等においては「総合評価」による人事評価も実施し、評価の結果は人材育成や給与等の人事管理の基礎として活用します。
- (3) 警察本部 組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化を図ることを目的として、地方警務官を除く職員を対象にその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う「能力評価」および職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う「業績評価」による人事評価を実施しており、評価の結果は任用や給与等の人事管理の基礎として活用します。

3 給与および休暇に関する状況

(1) 人件費の概要（令和6年度普通会計決算見込）

区 分	歳 出 額 A	人 件 費 B	人 件 費 率 (B／A)
6年度	621,956,154千円	176,724,693千円	28.4%

(注) 人件費は、職員の給料、諸手当のほか、共済費、災害補償費および特別職の給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費（令和6年度普通会計決算見込）

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 給 与 費 (B／A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
6年度	17,766人	80,076,369千円	17,915,045千円	34,305,862千円	132,297,276千円	7,447千円

		60.5%	13.6%	25.9%	100.0%	
--	--	-------	-------	-------	--------	--

(注1) 職員手当には、退職手当を含みません。

(注2) 職員数は、令和6年4月1日現在の人数（臨時講師等を除く。）です。

(注3) 給与費には、臨時講師等の分が含まれています。

(3) 特別職の給料等（令和7年4月1日現在）

給料月額	知事 副知事	1,320,000 円 1,030,000 円
議員報酬月額	議長 副議長 議員	1,030,000 円 900,000 円 840,000 円
期末手当	知事	6月期 1.725 月分
	副知事	12月期 1.725 月分
		計 3.450 月分
	議長	6月期 1.725 月分
	副議長	12月期 1.725 月分
	議員	計 3.450 月分

(4) 一般職員の給料等

ア 平均給料および平均年齢（令和7年4月1日現在）

区分	行政職職員		警察官		高等学校の教員		小・中学校の教員		技能労務職員	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
県	327,428 円	41歳10月	352,814 円	39歳7月	382,030 円	43歳4月	363,899 円	39歳2月	301,980 円	51歳11月
国	332,237 円	41歳11月								

イ 初任給および採用2年後の給料（令和7年4月1日現在）

区 分		県		国	
		決定初任給	採用2年経過日の給料額	決定初任給	採用2年経過日の給料額
行政職職員	大学卒	229,441円	237,273円	総合職 230,000円 一般職 220,000円	240,500円 228,900円
	高校卒	197,812円	209,609円	188,000円	199,400円
警察官	大学卒	262,292円	274,598円	255,200円	264,900円
	高校卒	234,323円	248,358円	216,400円	232,500円
高等学校の教員	大学卒	256,291円	265,241円		
小・中学校の教員	大学卒	256,291円	265,241円		

ウ 経験年数別・学歴別平均給料月額（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
行政職職員	大学卒	286,186円	317,644円	361,745円
	高校卒	256,596円	276,975円	310,590円

(5) 行政職職員の級別人員（令和7年4月1日現在）

区 分	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級
標準的な職務内容 （代表的な職名）	部長	部次長	本庁の課長	参事 課長補佐 （困難）	課長補佐 主幹 （困難）	主幹 係長 （困難）	係長・ 主査 主任主事・ 主任技師 （困難）

職 員 数	20人	51人	137人	286人	400人	619人	1,077人
構 成 比	0.5%	1.3%	3.7%	7.7%	10.8%	16.7%	29.0%

区 分	2 級	1 級	計
標準的な 職務内容 (代表的 な職名)	主任主事・ 主任技師 主事・技師 (高度)	主 事 技 師	
職 員 数	702人	424人 (12人)	3,716人 (12人)
構 成 比	18.9%	11.4%	100.0%

(注1) 滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。

(注2) 教育部門、警察部門に勤務する行政職給料表適用職員を含みます。

(注3) (困難)とは「困難な業務」を、(高度)とは「高度な知識経験を必要とする業務」を示します。

(注4) () は、フルタイムの会計年度任用職員の数の内数で示します。

(6) 職員手当の種類および内容 職員には、給料のほかに手当が支給されます。

令和7年4月1日現在における主な手当の制度は、次のとおりです。

種 類		内 容
毎月決ま って支 給さ れる もの	地域手当	県内：給料月額と、給料の調整額、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に、7.5/5.7を乗じて得た額との合計額に5.7%を乗じた額 東京都特別区：給料月額、給料の調整額、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に20%を乗じた額
	扶養手当	配偶者3,000円(行政職給料表8・9級、警察職給料表9級、研究職給料表5級および医療職給料表(1)4級の適用を受ける職員を除く。) 父母等6,500円(行政職給料表8級、警察職給料表9級および研究職給料表5級の適用を受ける職員は3,500円。行政職給料表9級および医療職給料表(1)4級の適用を受ける職員は不支給。) 子11,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対し、各5,000円加算
	住居手当	月額13,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、100円から30,000円まで
	通勤手当	1箇月当たりの支給限度額 150,000円 [交通機関等利用者] 運賃等相当額を支給(6箇月の定期券を基礎とする額により支給) [交通用具使用者] 自動車・バイク等の別および通勤距離に応じて2,500円から32,800円まで 駐車場利用料金の2分の1の額(上限3,500円)
	そ の 他	管理職手当、初任給調整手当、単身赴任手当等
勤務した実績に応じ	特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康または困難な勤務についたときに支給される手当(69種) (全職員に占める手当支給職員の割合 32.7%、支給対象職員1人当たりの平均支給月額11,853円(令和6年度実績)) [支給額の多い手当] 教員特殊業務手当、犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業の手当、教育業務連絡指導手当 [多くの職員に支給されている手当] 教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業の手当

て支給されるもの	時 間 外 勤務手当	職員 1 人当たりの平均支給月額 45,204円（令和 6 年度実績。一般行政・警察を含む。）				
	そ の 他	宿日直手当等				
その他	期 末 ・ 勤勉手当	民間のボーナス、賞与等に相当する手当として、年間4.6月分を 2 回に分けて支給				
	退職手当	区 分	勤続年数			最高限度
			20年	25年	35年	
		自 己 都 合	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分
		定 年 ・ 勸 奨	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分
		その他の加算措置	早期退職特例措置 3 %～45%加算			
	(注) 令和 6 年度の 1 人当たり平均支給額は、定年・勸奨の場合で2,246万円、自己都合などの場合で308万円です。					

（注） 退職手当については、令和 6 年度末退職者にかかる月数です。

(7) 年次有給休暇の使用状況（令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年12月31日）

任命権者の別	(a) 総付与日数	(b) 総取得日数	(c) 対象職員数	(b)／(c) 平均取得日数	(b)／(a) 取得率
知 事 部 局	115,984.9 日	40,200.0 日	2,959 人	13.6 日	34.7%
教 育 委 員 会	425,858.0 日	147,071.3 日	11,181 人	13.2 日	34.5%
警 察 本 部	93,818.5 日	27,300.8 日	2,416 人	11.3 日	29.1%
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	1,959.9 日	725.1 日	50 人	14.5 日	37.0%
企 業 庁	2,607.0日	1,017.2 日	72 人	14.1日	39.0%
病 院 事 業 庁	42,387.5 日	13,442.0 日	1,304人	10.3 日	31.7%

（注） 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(8) 育児休業、部分休業および育児短時間勤務の取得状況（令和 6 年度）（単位：人）

任命権者の別	令和 6 年度中の育児休業状況 （全職員）						令和 6 年度中に新たに育児休業が取得 可能となった職員の育児休業状況							
	育児休業 取得者数		部分休業 取得者数		育児短時間 勤務者数		育児休業 対象者数		育児休業 取得者数		部分休業 取得者数		育児短時間 勤務者数	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
知 事 部 局	85	108	5	51	1	22	85	45	76	45	0	0	1	0
教 育 委 員 会	164	867	6	83	2	20	251	387	155	387	5	0	2	0
警 察 本 部	67	75	1	14	0	1	135	33	64	33	1	13	0	1
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	3	2	0	0	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0
企 業 庁	2	0	0	2	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0
病 院 事 業 庁	6	109	2	49	2	6	11	48	4	48	2	14	2	1

（注） 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(9) 修学部分休業、自己啓発休業および配偶者同行休業の取得状況（令和 6 年度）（単位：人）

任 命 権 者 の 別	修学部分休業	自己啓発休業	配偶者同行休業	高齢者部分休業
知 事 部 局	2	2	4	0

教 育 委 員 会	0	3	7	2
警 察 本 部	0	0	0	0
議会事務局およびその 他の行政委員会事務局	0	1	0	0
企 業 庁	0	0	0	0
病 院 事 業 庁	0	0	0	0
合 計	2	6	11	2

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

4 分限および懲戒処分状況

(1) 分限処分状況（令和6年度）

ア 職員の意に反する降任・免職状況

(単位：人)

任 命 権 者 の 別	勤務実績がよく ない 場 合		心身の故障のため 職務遂行に支 障がある場合		職に必要な適格 性を欠く場合		廃職または過員 を生じた場合		計
	降任	免職	降任	免職	降任	免職	降任	免職	
知 事 部 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局およびその 他の行政委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病 院 事 業 庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

イ 休職処分状況

(単位：人)

任 命 権 者 の 別	心身の故障のため、 長期の休養を 要する場合	刑事事件に関し 起訴された場合	学術に関する研究 等に従事する場合	災害等により行方 不明になった場合
知 事 部 局	43	1	0	0
教 育 委 員 会	135	0	0	0
警 察 本 部	6	0	0	0
議会事務局およびその 他の行政委員会事務局	0	0	0	0
企 業 庁	2	0	0	0
病 院 事 業 庁	17	0	0	0
合 計	203	1	0	0

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(2) 懲戒処分状況（令和6年度）

(単位：人)

任 命 権 者 の 別	免 職	停 職	減 給	戒 告
知 事 部 局	1	1	2	1
教 育 委 員 会	2	2	1	2
警 察 本 部	0	1	3	0
議会事務局およびその 他の行政委員会事務局	0	0	0	0
企 業 庁	0	0	0	0
病 院 事 業 庁	0	0	0	0
合 計	3	4	6	3

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

5 退職管理状況

- (1) 再就職情報の届出 滋賀県再就職者による依頼等の規制等に関する条例（平成28年滋賀県条例第17号）第3条の規定に基づき、平成28年4月1日から、職員であった者で、管理または監督の地位にある職員の職（部長級、次長級および課長級の職等）に就いていたものは、離職後2年の間に営利企業等に再就職した場合には、再就職後速やかに、離職時の任命権者に再就職情報（再就職日、再就職先、再就職先における地位等）を届け出ることとしています。

令和6年8月1日から令和7年7月31日までの間に、県に対し再就職情報の届出があった件数は、次表のとおりです。

（単位：件）

任命権者の別	知事部局、議会事務局および行政委員会事務局	教育委員会	警察本部	企業庁	病院事業庁	合計
届出件数	26	6	12	0	3	47

（注1） 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

（注2） 次の場合は再就職情報の届出の必要はありません。

- ・ 日雇いの場合
- ・ 国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人または特定地方独立行政法人の職員として採用された場合
- ・ 営利企業以外の法人その他の団体に就職した場合にあっては、再就職先での年間の報酬額が103万円以下の場合

（注3） 件数については、毎年度、前年8月1日から当年7月31日までの1年間の件数を公表しています。

（注4） 届出を受けた事項の詳細については、取りまとめの上、毎年度公表しています。

県ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/soshiki/324401.html>

6 人材育成に関する状況

- (1) 人材育成の基本方針（知事部局） 人こそが最大の経営資源であるとの認識のもと、令和6年度に策定（改定）した滋賀県職員人材育成・確保基本方針において、目指す職員像を「チャレンジ精神を持ち、滋賀に関わるすべての人とともに、未来を切り拓く行政のプロフェッショナル」と定めています。

その実現に向けて職員一人ひとりの能力を高めるとともに、県庁力の最大化を図るため、職員の意欲と能力の向上に資する取組やそれらが最大限に発揮できる職場環境の整備、また、職場への定着支援を含めた人材確保の取組などを総合的に進めています。

- (2) 主な研修の実績等（令和6年度）

ア 知事部局

(7) 研修機関による研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
ステップアップ研修	職員の職階に応じて求められる能力の養成を図る。	1,940 人
選択型研修	個々の職員が自らの状況に応じて研修を選択し、強みを伸ばし弱みを補う。	1,135 人
職場支援研修	各職場の業務運営が円滑に遂行されるよう共通する課題の解決を図る（OJT推進員研修、サポーター研修、キャリア形成支援研修、行政の基礎講座、障害者雇用理解促進研修、管理監督者向けeラーニング講座、評価者研修）。	812 人
指導者養成研修	政策研修センター研修における内部講師および職場の研修リーダーとなる「研修指導者」の養成を図る（人権研修指導者養成研修）。	18 人

(4) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
職員派遣研修	専門知識の習得および政策形成能力の向上を図るとともに、県政運営に役立てるため、国、他府県、市町等の県以外の組織に職員を一定期間派遣した。	25 人

イ 教育部門

(7) 研修機関による研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
-----	---------------	------

ス テ ー ジ 研 修	経験年数に応じて、必要な基本的知識、専門的スキルを養い、新しい時代のニーズに対応できる教職員としての資質能力の向上を図る。	14,828 人
マネジメント研修	管理職や学校組織の中核となる教員としての見識を高め、学校経営能力の向上を図る。	1,159 人
職 務 研 修	職務に応じた基本的知識、スキル等を養い、専門職としての指導力の向上を図る。	899 人

(イ) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
中央研修講座派遣	校長、中堅職員等の学校管理・運営、学習指導等の諸問題に関する識見を高め、指導能力の向上を図るため、独立行政法人教職員支援機構主催の教職員中央研修講座に派遣した。	43 人
民間等派遣研修	現職教員に学校と異なる組織で自らの教育観・指導観を見つめ直させ、教育現場において活用すべき点を吸収させ、教員の資質・指導力を向上させ、併せて教育そのものの活性化を図るため教員を民間企業等へ派遣した。	2 人

ウ 警察部門

(7) 研修機関による研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
採 用 時 教 養	採用者に対し、基本的教養を実施し、警察官または一般職員としての資質の育成を図る（初任科教養、初任補修科教養、一般職員初任科教養等）。	177 人
昇 任 時 教 養	昇任者に対し、幹部としての意識付けおよび職責を果たす上で必要不可欠な知識・スキル等の修得を図る（警部補任用科教養、巡査部長任用科教養等）。	16 人
部 門 別 教 養	各部門担当者に対し、担当する部門に必要となる専門的知識・スキル等の修得を図る（部門別任用科教養、専科教養等）。	524 人

(イ) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
昇 任 時 教 養	昇任者に対し、幹部としての意識付けおよび職責を果たす上で必要不可欠な知識・スキル等の修得を図るため、近畿管区警察学校および警察大学校における教養を受けさせた（警部任用科教養、警部補任用科教養、巡査部長任用科教養等）。	111 人
部 門 別 教 養	各部門担当者に対し、担当する部門に必要となる専門的知識・スキル等の修得を図るため、近畿管区警察学校および警察大学校における教養を受けさせた（管区専科教養、警察大学校専科教養等）。	134人

7 福利厚生に関する状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況（令和6年度）

名 称	対 象 者	受 診 者 数 （人）		
		知事部局 企業庁 病院事業庁 行政委員会事務局 （教育委員会事務局を除く。）	教育部門 （教育委員会事務局を含む。）	警察部門
雇 入 時 健 康 診 断	新規採用者（採用内定者）	293	558	101
定 期 健 康 診 断	全職員	5,664	3,460	2,691
生 活 習 慣 病 健 診	年齢・性別等により定める職員等	1,179	—	1,373
そ の 他 の 健 康 診 断	特定の業務に従事する職員	2,969	275	1,516

（注） 教育部門の定期健康診断、生活習慣病健診、その他の健康診断には、市町立学校の職員の受診者数を含みません。

(2) 職員の福利厚生事業の実施状況 職員の福利厚生事業については、地方公務員法第42条に基づいて実施して

います。

知事部局においては、滋賀県職員互助会に関する条例（昭和31年滋賀県条例第34号）に基づき、一般財団法人滋賀県職員互助会が福利厚生事業を行っており、教育委員会および警察本部においても、同様に、一般財団法人滋賀県教職員互助会および一般財団法人滋賀県警察職員互助会が福利厚生事業を行っています。

各互助会は、会員の掛金その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しており、その運営状況は、県のホームページで公表しています。

項 目	互助会	職員互助会	教職員互助会	警察職員互助会
会員数（人）	令和6年4月1日現在	5,737	11,369	2,700
	令和7年4月1日現在	5,830	11,368	2,748
掛金額（千円）	令和6年度	141,675	395,651	81,864
	令和7年度	145,941	413,080	83,820
補助金の額（千円）	令和6年度	0	0	0
	令和7年度	0	0	0

(3) 公務災害および通勤災害の認定件数（令和6年度）

任 命 権 者 の 別	公 務 災 害	通 勤 災 害	計
知事部局	24	10	34
教育委員会	56	3	59
警察本部	52	0	52
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0
企業庁	1	0	1
病院事業庁	11	1	12
合 計	144	14	158

第2 令和6年度 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験および選考の状況 地方公務員法および職員の任用に関する規則（昭和30年滋賀県人事委員会規則第2号）の規定に基づき、令和6年度に実施した競争試験および選考試験の状況は、次のとおりです。

(1) 競争試験

ア 上級試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争率 倍	採用者数 人
行 政 (専門試験型)	60人程度	274	200	73.0	165	122	74	2.7	49
行 政 (アピール 試験型)	20人程度	159	130	81.8	96	54	31	4.2	21
警察事務	4人程度	29	18	62.1	12	10	5	3.6	3
環境行政	1人程度	7	6	85.7	5	3	2	3.0	2
社会福祉	10人程度	12	6	50.0	5	5	4	1.5	4
化 学	4人程度	7	6	85.7	5	3	1	6.0	1
農 業	10人程度	29	20	69.0	18	15	12	1.7	8
林 業	8人程度	8	6	75.0	6	4	3	2.0	3
水 産	1人程度	9	8	88.9	5	5	1	8.0	1
建 築	3人程度	8	4	50.0	4	4	4	1.0	3
電 気 (電気工学)	1人程度	3	1	33.3	1	1	1	1.0	1
機 械	4人程度	1	1	100.0	1	1	1	1.0	1
総合土木	7人程度	15	5	33.3	2	2	1	5.0	1

総合土木 (先行実施)	24人程度	33	26	78.8	—	24	17	1.5	10
計		594	437	73.6	325	253	157	2.8	108

イ 上級試験－経験者採用－

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
行 政	20人程度	234	156	66.7	—	74	29	5.4	24
総合土木	6人程度	5	4	80.0	—	3	2	2.0	1
計		239	160	66.9	—	77	31	5.2	25

ウ 上級試験－特別募集－

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
行 政	5人程度	223	140	62.8	—	36	12	11.7	10
社会福祉	5人程度	16	7	43.8	—	5	4	1.8	3
化 学	3人程度	12	6	50.0	—	5	4	1.5	4
農 業	2人程度	21	14	66.7	—	8	2	7.0	2
林 業	6人程度	11	7	63.6	—	7	4	1.8	4
建 築	2人程度	3	1	33.3	—	1	1	1.0	1
電 気 (電気工学)	1人程度	3	2	66.7	—	1	0	—	0
機 械	4人程度	5	2	40.0	—	1	0	—	0
総合土木	13人程度	11	6	54.5	—	6	4	1.5	3
計		305	185	60.7	—	70	31	6.0	27

エ 初級試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
一般事務	3人程度	19	15	78.9	10	4	3.8	3
警察事務	2人程度	14	13	92.9	12	4	3.3	3
総合土木	1人程度	1	0	0.0	0	0	—	0
計		34	28	82.4	22	8	3.5	6

オ 小・中学校事務職員採用試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
小・中学校 事務職員A	7人程度	68	51	75.0	18	8	6.4	8
小・中学校 事務職員B	2人程度	16	13	81.3	11	2	6.5	2
計		84	64	76.2	29	10	6.4	10

カ 就職氷河期世代を対象とした採用試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
一般事務	12人程度	302	239	79.1	61	39	14	17.1	11
総合土木	6人程度	19	14	73.7	—	11	5	2.8	5
計		321	253	78.8	61	50	19	13.3	16

キ 任期付職員採用試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1 次試験 受 験 率 %	1 次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
一般事務	7人程度	21	11	52.4	11	6	1.8	3

ク 警察官（男性）採用試験

区 分		採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1 次試験 受 験 率 %	1 次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争率 倍	採用者数 人
県内	A(第1回)	32人程度	214	162	75.7	145	54	3.0	41
	A(第2回)	4人程度	60	40	66.7	35	6	6.7	5
	B	8人程度	73	60	82.2	53	15	4.0	12
計			347	262	75.5	233	75	3.5	58
県外	B	若干人	－	32	－	6	0	－	0
	計		－	32	－	6	0	－	0

ケ 警察官（女性）採用試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1 次試験 受 験 率 %	1 次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
A(第1回)	8人程度	68	49	72.1	47	15	3.3	9
A(第2回)	2人程度	17	12	70.6	10	3	4.0	3
B	4人程度	31	24	77.4	22	7	3.4	6
計		116	85	73.3	79	25	3.4	18

コ 障害者を対象とした職員採用試験

試験区分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	受験率 %	合格者数 人	競争率 倍	採用者数 人
一般事務	2人程度	11	7	63.6	2	3.5	2
小・中学校事務	2人程度	6	3	50.0	1	3.0	1
計		17	10	58.8	3	3.3	3

(注) 申込者数および受験者数は第1志望のみの実人数であり、合格者数および採用者数には第2志望で当該試験区分を志望しているものを含みます。

(2) 採用選考

ア 採用選考

(単位：人)

一 般 職 員					
部 局 職	知 事 部 局	教 育 委員会	警 察 本 部	その他	計
部長およびその相当職	3	—	—	—	3
次長およびその相当職	1	—	—	—	1
課長およびその相当職	12	3	2	—	17
課長補佐およびその相当職	5	3	—	—	8
係長およびその相当職	19	9	—	—	28
主事、技師およびその相当職	104	16	24	7	151
技能労務職	3	—	—	—	3
計	147	31	26	7	① 211

警 察 官	
職	
警 視	4
警 部	3
警 部 補	1
巡査部長	1
巡 査	1
計	② 10
合計 (①+②)	221

(注) 併任、任命換えを含み、任命権者に委任しているものを除きます。

イ 上記のうち選考採用職種に係る選考の状況

(単位：人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
心理判定員	3	3	歯科衛生士	1	1
児童指導員	5	5	文化財保護技術者	1	1
児童福祉司	6	6	技術員	3	3
職業訓練指導員	1	1	船舶技術者	1	1
企業庁水道技術者	2	2	航空整備士	1	1
学芸員	3	3	育休代替任期付職員（一般事務）	15	15
工業技術総合センターの技師	4	4	育休代替任期付職員（保健師）	1	1
医師	3	3	育休代替任期付職員（警察事務）	10	10
獣医師	4	4	産休代替任期付職員（一般事務）	13	13
保健師	7	7	産休代替任期付職員（保健師）	1	1
自立支援員	1	1	産休代替任期付職員（警察事務）	12	12
臨床検査技師	1	1	任期付職員（土木、農業土木）	7	7
薬剤師	1	1	計	107	107

（注） 職員の任用に関する規則第7条第1号に掲げる職（係長およびその相当職以上の職をいう。）に任用した者を含みます。

ウ 任命権者委任分 (単位：人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
医師	28	28	言語聴覚士	3	0
医療ソーシャルワーカー	6	1	臨床検査技師	4	2
作業療法士	6	2	臨床放射線技師	6	1
視能訓練士	2	1	産休代替任期付職員（管理栄養士）	1	1
看護師	51	47	産休代替任期付職員（医療事務）	1	1
薬剤師	3	1	会計年度任用職員	213	92
医療事務	10	2	計	334	179

（注1） 委任分は、職員の任用に関する規則第40条の規定に基づき、会計年度任用職員は各任命権者へ、その他の職種は病院事業庁長へ選考の権限を委任したものです。

（注2） 会計年度任用職員は、フルタイムの人数を示します。

(3) 昇任選考 (単位：人)

一 般 職 員						警 察 官	
部 局 \ 職	知 事 部 局	教 育 委員会	警 察 本 部	その他	計	職	
部長およびその相当職	9	—	—	2	11	警 視	17
次長およびその相当職	18	—	—	1	19	警 部	—
課長およびその相当職	67	2	1	2	72	警 部 補	—
課長補佐およびその相当職	58	4	4	2	68	巡査部長	—
係長およびその相当職	114	4	5	18	141	計	① 17
計	266	10	10	25	① 311	合計（①+②）	328

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告および勧告の状況 本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員および民間企業従事者の給与の実態等を調査し、これらの調査結果や国家公務員の給与改定の動向等を考慮して、令和6年10月17日に県議会および知事に対して、次のとおり報告および勧告を行いました。

(1) 民間給与との比較

ア 月例給

公民較差（新規採用者を除く。） 10,604 円 2.84%

イ 特別給

民間の支給割合 4.61 月（公務の支給月数 4.50 月）

(2) 民間給与との較差等に基づく給与改定

ア 給料表

国に準じて引上げ改定（平均改定率 3.04%）

イ 初任給調整手当

国に準じて医師および歯科医師に対する手当額を引上げ

ウ 期末・勤勉手当

民間の支給割合との均衡を図るため引上げ（年間支給月数 4.50 月分 → 4.60 月分）

期末手当と勤勉手当の割振りおよび期別の支給月数については、人事院勧告に準じて改定

エ 実施時期 アおよびイについては令和 6 年 4 月 1 日、ウについては同年 12 月 1 日

(3) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

ア 給料表および昇給制度の見直し

採用における競争力向上のため若年層の給与水準を引き上げるとともに、職務や職責をより重視した給料表への見直しを実施

給料月額、イの地域手当引下げ後においても、民間水準との均衡が図られた職員の給与水準が維持されるよう、改定後の給料表の額に 100 分の 101.7030 を乗じて得た額とする給料月額の調整を実施（東京都特別区に在勤する職員および医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）

昇給制度については、昇給区分上の特定職員の範囲や、昇給させる場合の昇給の号給数について、国に準じて見直しを実施

イ 地域手当の見直し

地域手当（県内）の支給割合を 1.8 ポイント引下げ（7.5%→5.7%）

ウ 扶養手当の見直し

国に準じて配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引上げ（10,000 円→13,000 円）

2 年間で段階的に実施

エ 通勤手当の見直し

国に準じて 1 箇月当たりの通勤手当の支給限度額（150,000 円）を設け、その範囲内で新幹線鉄道等に係る特別料金等を全額支給できるよう見直しを実施

国に準じて新幹線鉄道等に係る特別料金等の支給要件である短縮要件を廃止

オ その他の諸手当の見直し

国に準じて単身赴任手当および管理職員特別勤務手当の改定を実施

国に準じて特定任期付職員のボーナス制度ならびに定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員の諸手当の見直しを実施

カ 実施時期 令和 7 年 4 月 1 日

(4) 人事管理に関する事項

ア 人材の確保・定着

(7) 民間企業志望者や転職希望者も含めた、より幅広い層がチャレンジしやすい試験方法の導入など、試験制度の見直しを早急に行う必要

(4) 「選ばれる」組織となるために、働きやすい職場環境づくりや、全庁一丸での積極的な情報発信、インターンシップの充実に取り組むとともに、強い危機感を持って採用辞退者抑制の取組を充実させる必要

(7) 近年、若手職員の離職が増加傾向にあり、具体的な離職理由を把握した上で対策を講ずることが必要

イ 全ての職員の活躍推進

(7) 職員が互いに個性や価値観を多様性として認め合い、意欲とやりがいを持って、チームとして力を最大限発揮できる県庁を実現する必要

(4) 年齢や性別、性的指向および性自認、障害の有無、育児や介護といった様々な事情を問わず、全ての職員がそれぞれの能力を十分に発揮できることが重要

(7) 風通しが良く、職員が互いを気遣い合う組織風土を醸成し、職員がやりがいや誇りを実感し意欲を高め

ることができるよう取り組む必要

ウ 働き方改革の推進と勤務環境の整備

- (7) 業務の進捗や終了に合わせて、新たな行政課題への対応や職員の過重な負担の軽減、働きやすい職場環境づくりのため、人的資源を必要な部署に的確にシフトさせていくこと、また、職員構成の変化にも対応した持続的で代替性のある業務執行体制を確保することが重要
- (4) 学校においては依然として長時間労働の解消には至っておらず、学校教務の見直しや部活動の負担軽減に向けた実効性のある取組の推進、学校の管理職員をサポートする取組など教員の労働環境の改善が継続的に行われる仕組みの拡充、また、適切な教員数の確保に向けた取組を進めていく必要
- (7) 仕事と家庭生活の両立支援は、次世代の育成や女性活躍の推進の観点からも重要な取組であり、男性職員の育児休業の長期取得など、希望する全ての職員が気兼ねなく休暇や休業を取得できるよう、引き続き人員配置にも配慮した職場環境の整備を推進するとともに、育児・介護休業法の改正等を踏まえた適切な措置を講じる必要
- (エ) メンタルヘルス不調は人材の損失にもつながる重大な課題であり、管理職員は職員の健康確保に対して安全配慮義務があることを自覚し、職場全体で早期に対応するとともに、勤務間インターバルについては、効果的に活用されるよう取組を推進していく必要
- (カ) ハラスメントの防止等に関する指針の内容を全ての職員が正しく理解し、互いの意見や立場を尊重して行動するなど、相談しやすい雰囲気醸成やハラスメントを起こさない職場環境を確立するとともに、カスタマーハラスメントについて、著しい迷惑行為に対しては毅然とした対応が求められ、組織として職員を守る取組が必要

エ 公務員倫理の徹底 任命権者において引き続き不祥事の再発防止に取り組むとともに、職員一人一人が相互に注意を喚起し、高い倫理観と使命感を持ってその職務に精励することが必要

3 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する審査請求の状況 令和6年度における勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する審査請求の状況は、次のとおりです。

(1) 措置の要求

区 分	令和5年度末 係 属 件 数	令 和 6 年 度			令和6年度末 係 属 件 数
		要求等件数	審理等回数	終結件数	
服 務	1 件	0 件	2 回	1 件	0 件
その他	1 件	0 件	4 回	1 件	0 件

(2) 審査請求

区 分	令和5年度末 係 属 件 数	令 和 6 年 度			令和6年度末 係 属 件 数
		請求等件数	審理等回数	終結件数	
懲戒処分	1 件	1 件	9 回	2 件	0 件
分限処分	0 件	0 件	0 回	0 件	0 件
その他	0 件	1 件	0 回	1 件	0 件